

令和2年(2020年)3月16日

町民及び滞在者の皆様へ

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山村弘

『新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い』
の見直しについて

新型コロナウイルス感染症については、WHOがパンデミック(世界流行)宣言をするなど世界規模で拡大しており、県内においても感染者が報告されています。

以上を踏まえ、令和2年2月27日付け『新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い』を下記により見直すこととしましたので、お知らせいたします。

町民及び町滞在者の皆様には、引き続き感染予防の取り組みを行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

記

●「5 町主催のイベント・行事の開催基準について」を次のとおり見直します。

5 町主催のイベント行事の開催基準について

(1) 基本的な考え方

- ① 町主催の多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期又は中止を検討します。特に、参加者が不特定多数または重症化しやすい方(ご高齢の方、基礎疾患がある方等)が多く参加する場合には、原則、延期または中止とします。
- ② 開催の必要性の検討にあたっては、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲(特定・非特定)、感染症防止対策の徹底の難易度(飲食を伴うか否か)を考慮します。

(2) 開催する場合の感染防止対策等

- ① すべてのイベント・行事において、参加者の手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある人への不参加依頼などを行います。
- ② 参加者数及び開催時間は、極力、必要最小限にとどめることとします。
- ③ 開催にあたっては、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、換気の悪い密閉空間に多くの人が集まらないよう配慮します。

(3) 適用期間

この基準は、当面、3月24日まで適用します。ただし、中止等の周知や準備に一定期間を要する場合は、上記適用期間にかかわらず影響範囲等を考慮の上、判断することとします。

(※町が開催する会議等についても、上記に準じて開催を検討することとします。)

坂城町福祉健康課(保健センター)
電話 0268-82-3111(内線511)
電話(直通) 0268-75-6230
FAX 0268-82-3164
E-mail hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係
電話 0268-82-3111(内線212)
電話(直通) 0268-75-6210
FAX 0268-82-8307
E-mail soumu@town.sakaki.nagano.jp